

引き上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)の用途について

平成26年4月1日より、消費税率(国・地方)が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、引き上げ分の地方消費税については、その用途を明確化し、「社会保障4経費」(制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費)を含む社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

平成29年度勝浦町の決算における、充当額については以下のとおりです。

(歳入)・地方消費税交付金(社会保障財源化分)	38,037 千円
(歳出)・地方消費税交付金(社会保障財源化分)を充てた社会保障施策の経費	636,734 千円

【地方消費税交付金(社会保障財源化分)を充てた社会保障施策の経費】

(単位:千円)

区 分	経 費	財源内訳				
		特定財源		一般財源		
		国県支出金	その他	内、引き上げ分の地方消費税(社会保障財源化分の地方消費税交付金)		
社会福祉	社会福祉費	25,817	4,882	202	20,733	1,239
	障害福祉費	144,682	98,117	975	45,590	2,723
	老人福祉費	42,147	728	8,058	33,361	1,993
	児童福祉費	289,375	170,607	29,548	89,220	5,330
社会保険	国民健康保険事業	45,838	18,082		27,756	1,658
	後期高齢者医療事業	143,220	24,601		118,619	7,086
	介護保険事業	123,954	1,182		122,772	7,334
保健衛生	保健衛生費	153,633	491	118	153,024	9,141
	健康増進事業費	21,354	454	799	20,101	1,201
	母子衛生費	5,682	124		5,558	332
合計		995,702	319,268	39,700	636,734	38,037

※各事業の地方消費税交付金(社会保障財源化分)充当額は、各事業費の一般財源額で按分しています。